



2024年7月

診療報酬改定に伴う当院の診療体制等変更のお知らせ

診療報酬改定とは？

国（厚生労働省）が2年ごと（基準）に診療にかかる費用を見直すことです。
今回の改訂に伴い、2024年6月から同じ診療内容であっても、**ご負担額が一部変更**になっています。
また、**新たに開始される費用もあります**ので、下記をご参照下さい。

○入院中の食費変更 について

1食あたり**490円**へ変更になりました。

非課税世帯の方は**減額**されます。
所得状況や過去1年の入院日数により異なるので、必要時、窓口①または以下までお問い合わせ下さい。

医事課入院係
011-581-3101 内線4278



○感染対策向上加算2 について

院内の感染対策部門が以下の事項を実施します。

- ・地域の医療機関との連携及び共同訓練
 - ・職員研修
 - ・院内の巡回及び指導
 - ・介護保険施設等への実地指導及び助言（新たに追加）
- ※ ご負担いただく費用の変更はございません



○特定感染症入院医療管理加算

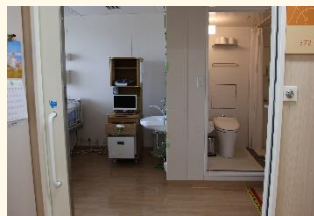
特定感染症患者療養環境特別加算 について

ポストコロナにおける見直しの一貫で、特定の感染症で入院した患者さんに対する感染対策にかかる医療提供のため、**入院する病室のタイプ（個室等）**や入院日数により、**入院費用が加算**されます。

（感染対策用個室）

（通常タイプの個室）

前室付き



感染対策に関する問い合わせ：院内感染対策幹部

011-581-3101 内線4222